

# 四半期報告書

(第12期第1四半期)

自 平成20年4月1日

至 平成20年6月30日

アルファグループ株式会社

東京都渋谷区東一丁目26番20号

(E05399)

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	3

### 第2 事業の状況

1 仕入及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	5

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	15
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(5) 大株主の状況	15
(6) 議決権の状況	16

#### 2 株価の推移

#### 3 役員の状況

### 第5 経理の状況

#### 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	18
(2) 四半期連結損益計算書	20
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	21

#### 2 その他

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	アルファグループ株式会社
【英訳名】	Alpha Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 吉岡 伸一郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東一丁目26番20号
【電話番号】	03(5469)7300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 猪野 由紀夫
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東一丁目26番20号
【電話番号】	03(5469)7300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 猪野 由紀夫
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(千円)	6,358,278	27,928,204
経常損益(千円)	△77,857	65,623
四半期(当期)純損益(千円)	△85,124	△19,336
純資産額(千円)	1,687,830	1,772,683
総資産額(千円)	6,466,842	7,111,512
1株当たり純資産額(円)	55,923.91	58,845.18
1株当たり四半期(当期)純損益 金額(円)	△2,865.84	△653.05
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—
自己資本比率(%)	25.7	24.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	140,204	199,544
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△41,378	△197,252
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△218,000	712,200
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,355,196	1,474,370
従業員数(人)	280	283

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第11期及び第12期第1四半期連結累計(会計)期間においては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社9社（㈱プラスアルファ、アルファテクノロジー㈱、㈱アルファライズ、アルファインターナショナル㈱、アルファソリューションズ㈱、アルファイト㈱、アルファテレコム㈱、㈱A・R・M、㈱アルファコミュニケーションズ）により構成されており、モバイル事業（アルファインターナショナル㈱、アルファテレコム㈱）、オフィスサプライ事業（㈱アルファライズ）、人材事業（㈱プラスアルファ、アルファテクノロジー㈱、㈱A・R・M）、IT事業（アルファソリューションズ㈱、アルファイト㈱）、通信サービス事業（㈱アルファライズ）、その他事業（アルファグループ㈱、㈱アルファライズ、㈱アルファコミュニケーションズ）を主たる業務としております。

当第1四半期連結会計期間における、各部門に係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

### <モバイル事業>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

### <オフィスサプライ事業>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

### <人材事業、その他事業>

平成20年4月1日を期して㈱プラスアルファ（現㈱アルファコミュニケーションズ）の人材事業を会社分割し、商号を㈱アルファコミュニケーションズと変更しております。なお、新設会社は旧社名と同じ㈱プラスアルファとして設立しております。各社の主要業務は、㈱アルファコミュニケーションズで固定電話回線等の契約申込み取次ぎを行う回線獲得業務（その他事業）を行い、新設㈱プラスアルファにて人材事業を行います。

### <IT事業>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

### <通信サービス事業>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容 ※(注)1	議決権の所有 割合又は被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱プラスアルファ ※(注)2、3、4	東京都渋谷区	50	人材事業	(100)	軽作業請負・派遣 資金援助あり

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

(注)2. ㈱プラスアルファ（現㈱アルファコミュニケーションズ）は、平成20年2月15日開催の臨時株主総会において、平成20年4月1日を期して㈱プラスアルファ（現㈱アルファコミュニケーションズ）の人材事業及びプロモーションデザイン事業を会社分割し、商号を㈱アルファコミュニケーションズと変更しております。なお、新設会社は旧社名と同じ㈱プラスアルファとして設立しております。

(注)3. ㈱プラスアルファの株式は、平成20年8月1日開催の当社取締役会において、MBO（マネジメント・バイ・アウト）の手法にて全株売却しております。なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 注記事項（重要な後発事象）」を参照願います。

(注)4. ㈱プラスアルファの株式は、当社100%出資子会社である㈱アルファコミュニケーションズが100%所有しているため、議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合であります。

#### 4 【従業員の状態】

##### (1) 連結会社の状態

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	280（100）
---------	----------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数の〔外書〕は、臨時従業員の就業人員であります。

##### (2) 提出会社の状態

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	40（0）
---------	-------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の就業人員であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【仕入及び販売の状況】

#### (1) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
モバイル事業	2,075,540	—
オフィスサプライ事業	1,330,863	—
IT事業	91,640	—
通信サービス事業	149,963	—
その他事業	39,751	—
合計	3,687,761	—

(注) 1 セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
モバイル事業	3,574,149	—
オフィスサプライ事業	1,481,284	—
IT事業	120,975	—
通信サービス事業	160,774	—
人材事業	958,093	—
その他事業	63,000	—
合計	6,358,278	—

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結又は決定した経営上の重要な契約等はありません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 業績の状況

当第1四半期（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）の我が国経済は、サブプライムローン問題による米国経済の減速、原油・穀物等原材料価格の高騰に伴う物価上昇等により景気の減速傾向は一段と強まり、企業業績や個人消費が伸び悩むなど、景気の先行きに不透明感が増してまいりました。

このような経済情勢の中、当社グループは、モバイル事業、オフィスサプライ事業、IT事業、人材事業を軸に事業の拡大に注力してまいりました。

モバイル事業におきましては、各キャリアにおける端末機器の販売体系の見直しや新料金プランへの変更に対応するため、携帯販売スタッフの教育を行い、サービスの向上に注力いたしました。

オフィスサプライ事業におきましては、当社グループ保有のコールセンター（渋谷・和歌山・愛媛）の活用を通じて、カウネット登録顧客等への積極的な拡販事業の展開に努めてまいりました。

IT事業におきましては、企業ホームページの集客を効率的にサイトに誘導できる検索エンジン最適化対策として、完全成果報酬型SEOサービス提供Webサイト「集客UPどっと混む」を中心に利用顧客の獲得に取り組みました。

人材事業におきましては、営業拠点の拡大に注力いたしました。営業派遣では、6月に名古屋支店を開設、また技術者派遣では滋賀支店を京都府京都市へ移転したことにより、新規取引先の開拓及び雇用の確保に努めてまいりました。

この結果、当第1四半期の業績は、売上高63億58百万円、営業損失73百万円、経常損失77百万円、四半期純損失は85百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### ①モバイル事業

社団法人電気通信事業者協会推計による当第1四半期における携帯電話加入契約数は、平成20年6月末で1億364万件と、平成20年3月末より約92万件増加しました。キャリア別純増数では、平成20年3月末よりソフトバンク約52万件（純増シェア56.9%）、NTTドコモ約24万件（純増シェア26.1%）、auは平成20年3月31日付でツーカーの携帯電話サービスが終了したことによる影響で約3万件減少となりました。

このような環境の中で、当社グループ直営の携帯電話販売店を代理店化するなど、既存店舗や販売代理店の営業人員の育成、代理店への販売支援及び店舗の開拓をより充実させることにより、営業活動の拡販に注力いたしました。販売台数は5万1千件にとどまりました。

また、当事業年度より2次商材としてフェリカーリーダーライターを活用したリアルアフィリエイトサービスを開始し、収益基盤の確立に向けた取り組みを行いました。

この結果、当第1四半期の売上高は35億74百万円、営業損失24百万円となりました。

#### ②オフィスサプライ事業

オフィスサプライ事業の属するオフィス通販分野は、原紙・樹脂等の原材料価格の高騰や通販分野での競争は激化し、ユーザーの購買チャネルの多様化など、依然厳しい状況が続く中、「カウネット」において、カタログ掲載商品の差別化やお試しサンプル同封等の独自サービスを開始する等、積極的な広告宣伝活動が行われました。

当社グループにおきましては、コールセンターにおいて、新規顧客の獲得や既存顧客の継続利用推進の活動に注力し、登録済の累計法人顧客数は平成20年3月より約3万件増加しましたが、昨年度と同様に経年顧客（登録が1年以上前であり且つ直近1年間注文が無い顧客）の見直しが実施され、実働する最終顧客数は41万件となりました。

この結果、当第1四半期の売上高は14億81百万円、営業利益28百万円となりました。

#### ③IT事業

IT事業におきましては、前期に引き続き、安定した収益を確保できる完全成果報酬型SEOサービス提供Webサイト「集客UPどっと混む」とeコマースサイト構築・運営支援の商材「小売パートナー」を中心に代理店販売を主軸に新規顧客の獲得に注力いたしました。

当第1四半期は、営業部門の組織を拡充し、顧客獲得に向けたサービスの提供を充実させるため、人件費や採用費等の販売管理費が増加いたしました。



この結果、当第1四半期の売上高は1億20百万円、営業損失44百万円となりました。

#### ④通信サービス事業

通信サービス事業におきましては、格安国際電話サービス「ワールドリンク」の新規顧客の獲得に向け、開拓費用を増やしたほか、顧客継続率の向上を促進させるために費やした、顧客管理費用の増加や代理店への手数料支払いにより、当第1四半期の売上高は1億60百万円、営業損失5百万円となりました。

#### ⑤人材事業

人材事業におきましては、専門分野の人員採用が継続し、特に大手企業においては正社員雇用の促進化が見られます。しかし一方では、コスト削減による経営効率化を推進し、固定費を抑制しているため、採用においても、正社員を単純に採用するのではなく、パート、アルバイト、派遣社員等と採用活動も多様化する傾向にあります。

当社グループの派遣事業におきましては、営業派遣事業が6月に名古屋支店を新規開設し、また、機械、電気、電子、情報分野の成長を遂げている技術者派遣は、滋賀支店を京都府京都市に移転するなど、国内主要都市の拠点展開を図り、新規法人顧客の獲得及び雇用の確保に努めてまいりました。これによる先行投資としての人件費や採用・教育費用等が増加しました。

この結果、当第1四半期の売上高は9億58百万円、営業損失23百万円となりました。

#### ⑥その他事業

その他事業においては、固定電話の契約申込取次ぎ等や当社グループ保有のカウネット顧客等に対して、ETC車載器の販売を行っております。

この結果、当第1四半期の売上高は63百万円、営業損失3百万円となりました。

### (2) 業績の状況

当第1四半期におけるキャッシュ・フローについては、営業活動により1億40百万円増加し、投資活動により41百万円減少し、財務活動により2億18百万円減少し、その結果、現金及び現金同等物は前連結会計年度末より1億19百万円の減少となり、当第1四半期末残高は13億55百万円となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得た資金は、1億40百万円となりました。これは主に、売上債権の減少3億60百万円、たな卸資産の減少2億11百万円等の増加要因に対し、仕入債務の減少1億83百万円等の減少要因があったことによるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、41百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出17百万円等の減少要因に対し、差入保証金の回収による収入13百万円等の増加要因があったことによるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、2億18百万円となりました。これは主に、短期借入金1億70百万円の純減少、長期借入金の返済による支出51百万円等の減少要因があったことによるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

①重要な設備計画の変更

該当事項はありません。

②重要な設備計画の完了

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の拡充、改修について完了したものは、次のとおりであります。

アルファイト株式会社（国内子会社）及びアルファソリューションズ株式会社（国内子会社）において、前連結会計年度末に計画しておりました本社事務所の移転については、平成20年5月に完了しております。

③当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,800
計	100,800

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,810	30,968	ジャスダック 証券取引所	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式
計	30,810	30,968	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 新株予約権

(平成14年6月27日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個) (注) 1	170
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 2	170
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 3	25,000
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成24年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められません。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 当社が行使時の払込金額を調整したときは、株式数は次の算式で調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前払込金額}}{1 \text{株当たり調整後払込金額}}$$

- 3 当社が以下の事項を行うときは、行使時の払込金額は次の算式で調整されます。また、当社普通株式が証券取引所または日本証券業協会の店頭市場に上場する（以下「上場等」という。）前においては、調整後払込金額を下回る条件を付した新株予約権あるいは種類株式の発行、当社の合併、株式交換、株式移転、資本の減少その他、発行株式数の変更または可能性を生ずる事由の発生によって払込金額の調整を必要とするときは、新株予約権者の承諾を得て払込金額の調整を適切に行うこととしております。

- ① 株式分割の場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- ② 株式併合の場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{併合前発行株式数}}{\text{併合後発行株式数}}$$

- ③ 上場等の前においては調整前払込金額を、上場等の後においては時価を、それぞれ下回る価額で新株を発行する場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数} \times (1 \text{株当たり払込金額} \div 1 \text{株当たり調整前払込金額又は時価})}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

- ④ 上場等の前においては調整前払込金額を、上場等の後においては時価を、それぞれ下回る価額で自己株式を処分する場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{処分前自己株式数}) + \text{処分自己株式数} \times (1 \text{株当たり処分金額} \div 1 \text{株当たり調整前払込金額又は時価})}{(\text{既発行株式数} - \text{処分前自己株式数}) + \text{処分自己株式数}}$$

#### 4 新株予約権の権利行使についての条件に関する事項

##### (1) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役・従業員・顧問及び当社子会社の従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとします。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

##### (2) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却します。
- ② その他、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところにより、当社は新株予約権を無償で消却します。

(平成15年11月13日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	188
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	188
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	37,500
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日～ 平成25年11月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37,500 資本組入額 18,750
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められません。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式数は次の算式で調整されます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(または併合)の比率

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使時の払込金額は次の算式で調整されます。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

4 新株予約権の権利行使についての条件に関する事項

(1) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要します。
- ② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の役員若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではありません。
- ③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができます。
- ② 上記(1)の②及び③に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができます。

(平成17年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)(注) 1	406
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注) 2	406
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注) 3	211,450
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～ 平成29年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 211,450 資本組入額 105,725
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式数は次の算式で調整されます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(または併合)の比率

3 当社が以下の事項を行うときは、行使時の払込金額は次の算式で調整されます。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使時の払込金額は次の算式で調整されます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

(2) 当社が発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整されます。

その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数としております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合の他、発行日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整されます。

#### 4 新株予約権の権利行使についての条件に関する事項

##### (1) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、顧問、及び使用人の地位にあることを要します。ただし、任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

② 新株予約権の相続は認めないものとします。

③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとします。

④ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定めるところによります。

(2) 新株予約権の消却事由及び条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができます。
- ②新株予約権者が権利行使する前に、4(1)①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、または新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができます。
- ③その他の新株予約権の消却事由及び条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定めるところによります。

(平成19年2月16日取締役会決議)

決議年月日		第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
新株予約権の数(注)1(個)	第1回	2,000	
	第2回	2,000	
	第3回	2,000	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	第1回	—	
	第2回	—	
	第3回	—	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(注)2(株)	第1回	2,000	
	第2回	2,000	
	第3回	2,000	
新株予約権の行使時の払込金額 (注)3(注)4(注)5(円)	第1回	140,000	
	第2回	200,000	
	第3回	250,000	
新株予約権の行使期間		平成19年3月6日～ 平成22年3月5日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	第1回	発行価格	140,000
		資本組入額	70,000
	第2回	発行価格	200,000
	資本組入額	100,000	
		(注)6	
	第3回	発行価格	250,000
		資本組入額	125,000
		(注)6	
新株予約権の行使の条件		(注)7	
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。	
代用払込みに関する事項		—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		—	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものであります。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものであります。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものであります。

- 3 行使価額の調整は以下のとおりであります。

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。



- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
  - (4)
    - ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
    - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
    - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
  - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
    - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
    - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
    - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法は次のとおりであります。
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、第1回：当初140,000円、第2回：当初200,000円、第3回：当初250,000円（以下「当初行使価額」という。）とする。
- 5 新株予約権の行使請求の方法は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、行使請求期間中に当社指定の行使請求受付場所に提出しなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を当社指定の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて当社指定の払込取扱場所である株式会社三菱東京UFJ銀行渋谷中央支店の口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。







































